

兵庫県公報

平成20年1月29日 号 外

発 行 人

兵 庫 県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 则

ページ

○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（まちづくり課） 2

公布された法令のあらまし

◎屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 発光ダイオードを利用した表示装置（以下「LEDサイン」という。）を使用した広告物等（広告物及び広告物を掲出する物件をいう。以下同じ。）が急速に広まり、地域の良好な景観に大きな影響を与えて現況にかんがみ、地域の良好な景観の形成に資するため、次のとおり所要の整備を行うこととした。

(1) 知事の許可により広告物等を表示し、又は設置することができる地域におけるLEDサインを使用する広告物等の表示又は設置の許可の基準を次のとおりとする。

ア 共通基準

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100メートル以内の地域に表示し、又は設置する広告物等で、これらの地域又は地区から視認できるものは、LEDサインを使用しないこと。

イ 個別基準

広告物等の種類等	基 準	
屋上を利用するもの	近隣商業地域及び商業地域（以下「商業系地域」という。）以外の地域においては、時事に関する事項を表示する場合を除き、LEDサインを使用しないこと。	
壁面を利用するもの	広告物等が表示され、又は設置される広告物等の表示面積に4を乗じて得た面積の合計は、当該壁面の5分の1以下（商業系地域にあっては、4分の1以下）とすること。	
壁面より突出するもの	交通信号機からの距離が10メートル以下の場合にあっては、LEDサインを使用しないこと。	
自己の敷地 に建植えす るもの	表示面積	ア 広告板にあっては、1方向の表示面の面積は5平方メートル以下とし、かつ、表示面積は10平方メートル以下とすること。 イ 広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は7.5平方メートル以下とし、かつ、表示面積は15平方メートル以下とすること。
	広告物等の上端の 地上からの高さ	10メートル以下（交通信号機からの距離が50メートル以下の場合にあっては、5メートル以下）とすること。
	その他の表示方法	商業系地域以外の地域においては、広告物等の上端の地上からの高さが5メートルを超えるものを表示し、又は設置する場合は、LED

		サインを使用しないこと。
--	--	--------------

- (2) 第2種禁止地域等（第1種低層住居専用地域等をいう。）及び第3種禁止地域等（道路の区間等から知事が指定する地域をいう。）において知事の許可を受けて自家用広告物等を表示し、又は設置する場合には、LEDサインを使用してはならないこととする。
- 2 広告物等の表示又は設置に係る許可の期間の更新時において広告物等の管理状況の確認を徹底することにより、広告物等による公衆に対する危害を防止するため、広告物等の表示又は設置に係る許可の期間の更新を受けようとする者が提出すべき屋外広告物自己点検報告書に記載する点検項目に溶接部のき裂又は腐食を追加する等規定の整備を行うこととした。

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第2号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1の部1(5)中「100m」を「100メートル」に改め、「ネオンサイン」の右に「又は発光ダイオードを利用するもの（以下「LEDサイン」という。）」を加え、同部2の表(1)の款アの項中「参入」を「算入」に改め、同款イの項(イ)中「及び発光ダイオード又は」を「、LEDサイン及び」に改め、同款エの項(エ)中「ネオンサイン」の右に「又はLEDサイン」を加え、同表(2)の款アの項(ア)中「含む。」を「含み、LEDサインを使用する場合にあっては、その表示面積に4を乗じて得た面積」に改め、同表(3)の款エの項(エ)中「ネオンサイン」の右に「又はLEDサイン」を加え、同表(4)の款アの項(ア)中「20平方メートル以下」の右に「（LEDサインを使用する場合にあっては、5平方メートル以下）」を、「40平方メートル以下」の右に「（LEDサインを使用する場合にあっては、10平方メートル以下）」を加え、同項(イ)中「30平方メートル以下」の右に「（LEDサインを使用する場合にあっては、7.5平方メートル以下）」を、「60平方メートル以下」の右に「（LEDサインを使用する場合にあっては、15平方メートル以下）」を加え、同款ウの項中「15メートル以下」の右に「（LEDサインを使用する場合にあっては、10メートル以下（交通信号機からの距離が50メートル以下のときには、5メートル以下））」を加え、同款エの項中「ネオンサイン」の右に「又はLEDサイン」を加え、同表(3)の款エの項(エ)中「ネオンサイン」を「ネオンサイン等」に改め、同表(3)の款中「(1)」を「ア」に、「(2)」を「イ」に改め、別表第2第2の部1の表(2)の款アの項(ア)の目a及び(3)の款アの項(ア)の目a中「ネオンサイン」の右に「又はLEDサイン」を加える。

様式第1号別紙の部中

ネオン管の露出している ネオンサインの使用	有	無
--------------------------	---	---

を

ネオン管の露出している ネオンサインの使用	有	無
LEDサインの使用	有	無

に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

屋外広告物自己点検結果報告書

年 月 日

表示・設置年月日		年 月 日	
点検年月日		年 月 日	
点検者		住所	
		氏名	
		担当部課	電話() - 番
点検の概要	点検項目	点検結果	改善の概要
	取付(支持)部分の変形又は腐食	良 要改善	年 月
	取付(支持)部分の周辺の壁面等のき裂	良 要改善	年 月
	主要部材の変形又は腐食	良 要改善	年 月
	ボルト、ピス等のさび、緩み又は脱落	良 要改善	年 月
	溶接部のき裂又は腐食	良 要改善	年 月
	塗料等のはく離	良 要改善	年 月
	コーティング材の老朽化	良 要改善	年 月
	表示面の汚染、退色又ははく離	良 要改善	年 月
	表示面の破損	良 要改善	年 月
ネオンサイン等の取付状態	良 要改善	年 月	

	その他特に点検した箇所	良 良 良 良 良 良 要 改 善	年 月
--	-------------	----------------------	-----

備考 所定の欄に記入の上、該当事項を○で囲んでください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第4条第1項に規定する禁止地域等（以下「禁止地域等」という。）又は同条例第6条に規定する許可地域等（以下「許可地域等」という。）において適法に表示され、又は設置されていた広告物等で、施行日以後に引き続き禁止地域等又は許可地域等に表示され、又は設置されているもののうち改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の許可の基準又は改正後の規則第11条の基準に適合しなくなるものについては、施行日から5年間は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。